

連携登録医

1. 連携登録医の役割

- (1) 「姫路市 DKD 連携システム」に賛同し、積極的に連携システムを活用する。
- (2) 紹介先医療機関での診療後は、引き続き連携登録医での治療を基本とする。
(必要により連携登録医は、紹介先医療機関での治療を依頼することができる。)
- (3) 連携登録医は、「姫路市栄養食事指導事業」を利用できる。

2. 登録について

- (1) 連携登録医は登録制とし、名簿掲載及び公表に賛同する。
- (2) 3年間に少なくとも1回、連携登録医研修を受講することで、継続できるものとする。
- (3) 連携登録医研修は市または姫路市透析ハイリスク者予防事業対策協議会が指定する研修とする。